

介護

介護保険標準負担額等  
減額申請について

介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所又は入院している方は、食事にかかる標準負担（一日当たり780円）が必要ですが、次の方は、標準負担額が減額されますので、申請してください。

- ① 住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税である場合  
1日当たり本人負担 500円
  - ② 生活保護世帯又は老齢福祉年金受給者であって、住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税である場合  
1日当たり本人負担 300円
- ※標準負担額減額認定申請書は、各施設にも送付しています。

問い合わせ

役場介護保険課介護給付係  
☎985-4115

年金

年金を受け取るには、  
請求の手続きが必要です！

年金を受け取るためには、請求の手続きが必要です。受給権のある方は、請求を忘れないでください。

なお、加入していた制度により請求先がそれぞれ違います。ご注意ください。  
提出先は、次のとおりです。

老齢、退職給付

- 国民年金だけに加入の方（1号のみ） 町民課年金係（3号あり） 社会保険事務所
- 厚生年金だけに加入の方 社会保険事務所
- 共済組合だけに加入の方（一つの共済組合のみ）  
加入していた共済組合（複数の共済組合に加入）  
退職年金は、それぞれの共済組合。老齢基礎年金は、社会保険事務所。
- 複数の年金制度に加入の方

国民年金と厚生年金は、社会保険事務所。共済年金は、それぞれの共済組合。

障害年金、障害給付  
遺族年金、死亡一時金など

障害の原因となった病気やけがの初診日（請求する病名を初めて診断された日）、又は死亡した日が、

- 国民年金に加入中の場合（1号期間） 町民課年金係（3号期間） 社会保険事務所
- 厚生年金に加入中の場合 社会保険事務所
- 共済組合に加入中の場合 それぞれの共済組合

問い合わせ

松山西社会保険事務所  
☎925-5105  
役場町民課年金係  
☎985-4106

税

身体障害者に対する軽自動車税の減免について

減免の対象となる軽自動車等は、身体障害者等が所有する軽自動車等（身体障害者で

年齢18歳未満の者又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、その身体障害者もしくは精神障害者と生計を一にする者、又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、1台に限り減免されます。（障害内容及び等級によっては、減免対象とならない場合があります。）  
減免の申請には、次のものがが必要です。

- ① 身体障害者手帳・戦傷病者手帳又は療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ② 運転免許証
- ③ 軽自動車税納税通知書
- ④ 印鑑

なお、軽自動車税の減免を受けようとする場合は、軽自動車税納税通知書が届いた日から納期限7日前まで（5月24日（月）まで）に手続を済ませてください。  
※期限を過ぎたものについては、受付できません。ご注意ください。

問い合わせ

役場税務課町民税係  
☎985-4110

陸上自衛隊松山駐屯地創立49周年記念行事

日時 5月23日（日）10時～15時

場所・問い合わせ

陸上自衛隊松山駐屯地（松山市南梅本町乙115）

☎975-0911（内線203・204）

内容 記念式典、装備品展示、音楽演奏など広い年代の方が楽しめるアトラクション及び催し物があります。

※なるべく公共の交通機関をご利用ください。

※9時から15時まで一般公開されます。

5月の納税

軽自動車税 全期

口座振替日は

銀行・信 金…5月25日（火）

農協・郵便局…5月27日（木）

※納税は便利な口座振替へ

～ 税金で つくろうみんなが くらす町 ～